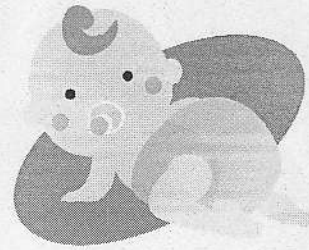


野田市育児支援家庭訪問事業のご案内

市では、子育てしやすい街を目指して子育て支援の充実に努めています。

「野田市新エンゼルプラン」に基づき、育児不安や育児ストレスを感じている親などに専門の訪問員を派遣して支援する育児支援家庭訪問事業を実施しています。



1. 対象家庭

- ◇ 出産後おおむね1年以内の母親が育児ストレス等によって、子育てに対しての不安や孤立感等を抱える家庭等。
- ◇ ひきこもり等の家庭養育上の問題を抱える家庭、又は児童が児童養護施設等を退所若しくは里親委託終了後の家庭復帰等のため、児童の自立に向けた支援が必要な家庭。
- ◇ 児童の心身の発達の程度や出生の状況等から、心身の発達に関して諸問題を有しており、将来的に精神、運動、発達面等において障がいをもたらすおそれのある児童のいる家庭。
- ◇ 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に認められる妊婦がいる家庭。

2. 派遣期間について

- ◇ 育児支援家庭訪問事業の利用は、1日1回、1時間以上4時間以内。
- ◇ 派遣時間は、午前7時から午後7時まで。
 <土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は除く>

3. 訪問支援の内容について

- ◇ 産褥期（出産後56日まで）の母子に対する育児指導及び家事等の援助。
- ◇ 妊婦、母親に対する身体的・精神的不調状態に対する相談及び指導。
- ◇ 児童の自立に支援が必要な家庭に対する養育相談及び援助。
- ◇ 未熟児、多胎児等に対する育児及び栄養の指導。
- ◇ 安定した出産や育児を行うための相談及び支援。
- ◇ 家庭の状況等に即した発達指導。

4. 利用手続き等

- (1) 野田市育児支援家庭訪問事業利用申込書の提出。
- (2) 野田市育児支援家庭訪問事業利用確認（却下通知）書により通知。
- (3) 訪問支援員の派遣。
- (4) 野田市育児支援家庭訪問事業実施確認書を利用日ごとに提出。

5. その他

- ・感染症により疾病の発生のおそれがある世帯、その他不相当と認められる世帯には訪問支援員の派遣はできません。
- ・訪問員は野田市社会福祉協議会から各家庭に派遣されます。

問い合わせ 野田市児童家庭部児童家庭課 TEL04 (7125) 1111

児童相談係